

使用料等の見直しについて（報告）

江東区使用料検討委員会

令和6年1月



スポーツと人情が熱いまち

江東区

【目 次】

1. 使用料等改定の経緯	P. 1
2. 使用料見直しの基本方針	P. 1
3. 調査・検討項目	P. 2
4. 検討結果	P. 4
5. 今後の課題	P. 11
6. 資料編	P. 13

※原則として表示単位未満四捨五入のため、合計欄と内訳が一致しない場合がある。

1. 使用料等改定の経緯

本区では、公共施設の効率的な管理運営を行うとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の定期的な検証を実施し、必要に応じて改定を行ってきた。

平成 12 年度以降の使用料（指定管理者制度による利用料を含む。）の改定状況は下表のとおりである。

【過去の改定状況】

改定年度	改定	改定内容
平成 12 年度	有	平均 20% 引上げ
15 年度	見送り	—
18 年度	見送り	①文化センター及びスポーツ施設の駐車場の有料化 ②減免規定の見直し
21 年度	見送り	—
24 年度	有	文化センター系 20% 引上げ スポーツ施設系 20% 引上げ 区民館系 10% 引上げ
28 年度	見送り	—
令和 2 年度	有	①全カテゴリー 20% 引上げ ②減免規定の見直し

※ 原価計算上の維持管理コストについては、平成 24 年度より人件費を、令和 2 年度より減価償却費を新たに算入している

※ 令和 2 年度改定については、小中学生及び区内在住の 65 歳以上の高齢者にかかる個人利用料金や一部の貸室については、料金を据置いている

※ 令和 2 年度改定決定後に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響等を鑑み、令和 6 年 1 月時点において、改定前料金への据置対応（特例的措置）を実施している（2 年 10 月～6 年 3 月予定）

2. 使用料見直しの基本方針

（1）受益者負担の原則

施設使用料が貸出施設の維持管理等に要する費用（コスト）を下回る場合、乖離分は公費（税金等）で賄うことから、貸出施設を利用しない区民にも費用負担を課すこととなり、区民全体の負担となっている。

貸出施設を利用する区民（以下「受益者」という。）と利用しない区民との負担の公平を図るため、施設利用に対し、応分の負担を求める受益者負担を原則として使用料を算定する。

（2）算定方法の透明化

受益者や区民の方に分かりやすく説明するため、使用料の積算根拠を明確にし、透明性を確保する。

(3) コスト削減の取組み

貸出施設の維持管理等に要する費用（コスト）を使用料算定の基礎（原価）とすることから、効果的・効率的な施設運営によりコストを削減し、区民が利用しやすい施設使用料が設定できるよう行政側の努力が不可欠である。

(4) 見直しサイクルの明確化

公費（税金等）と受益者の負担、つまり区民相互の負担のバランスを確保するため、社会・経済情勢の変化や貸出施設の利用状況など、使用料と貸出施設に係るコストについて毎年度分析を行い、原則として4年ごとに利用者負担額見直しの検討を実施する。

3. 調査・検討項目

(1) 使用料等の分析について

①原価計算

平成30年度（前回改定検討年度）から4年度までの5か年分について、施設別・カテゴリー別の決算実績に基づく収支状況（乖離率）を分析する。

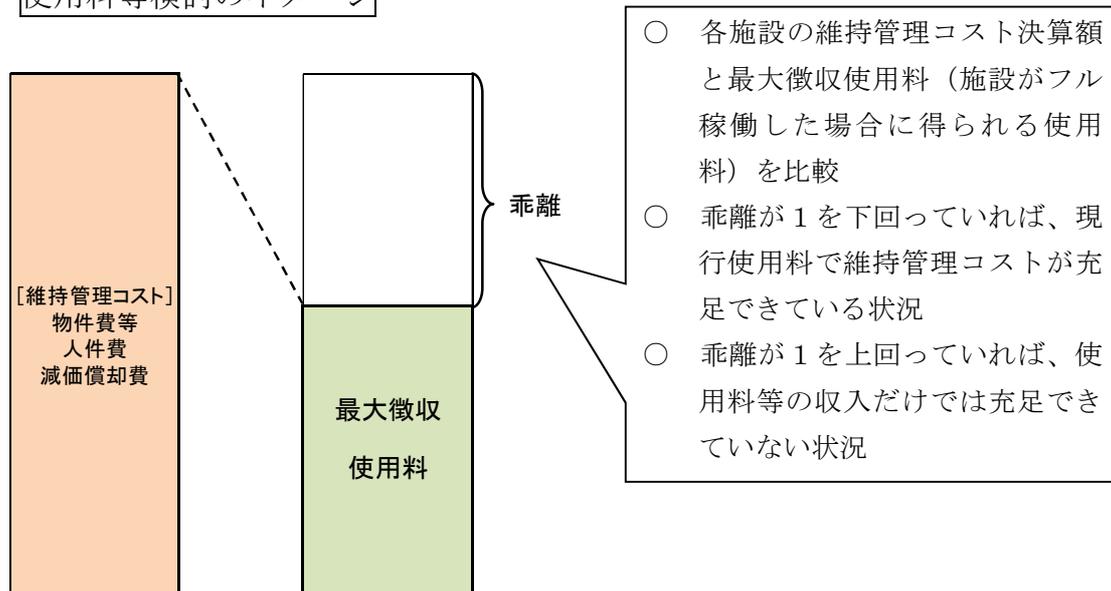
なお、2年度改定時より、分析上の維持管理経費に減価償却費を算入しており、今回の分析においても、前回の考え方を引き続き採用する。

維持管理コスト	内 容
物件費等	光熱水費等の物件費や経常的な維持補修費等（貸出面積分）
人件費	貸出業務に従事する職員人件費（委託の人件費相当を含む）
減価償却費	年数の経過による減少していく固定資産の価値を金額で示したもの。建物の建設（取得）に要した金額を耐用年数で年度ごとに配分した費用（貸出面積分）

②経済情勢

消費者物価指数などにより、区民生活を取り巻く経済環境を検証する。

使用料等検討のイメージ



★最大徴収使用料：貸出施設が貸出可能時間帯で全て稼働（満室）した場合に見込まれる使用料

（２）「こども」を対象とする個人利用の料金区分について

現在、スポーツ施設等における個人利用の料金区分については、一般と小人に区分されており、このうち小人については「中学生以下」と規定され、「高校生世代」については、一般と同等の取扱いとなっている。

これまで以上に、地域の歴史・文化に触れる学習機会や、健康増進・体力づくりの参加機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、個人利用の料金区分の見直しを図る。

4. 検討結果

決算実績に基づく原価計算の分析を踏まえると、今回の改定において使用料等を引上げ、施設利用者に対して更なる負担を求める必要がある。

しかし、前回の改定では条例を改正し使用料等を引上げたものの、新型コロナウイルスの影響を鑑み、これまで改定前料金に据置く「特例的措置」を実施してきたが、「特例的措置」の終了により、今回の使用料等の引上げと合わせ、短期間で2段階の負担増となるため、総合的に勘案して今回の使用料等の改定は見送る。

なお、「特例的措置」はコロナ禍における区独自の施設利用者への支援策として実施してきたものであるが、アフターコロナにおいて、各種団体等の活動の活性化を後押しするために、6年度の1年間に限り延長する。

- 前回の改定時には、使用料等を20%引上げる改定を行ったものの、新型コロナウイルスの影響を鑑み、2年10月から特例的に改定前の使用料等に据置く「特例的措置」を決定し、その後も新型コロナウイルスの状況を踏まえ「特例的措置」を継続しており、その結果、改定後の使用料等を徴収していない状況が続いている。
- 今回、2年10月からの使用料等改定を反映させた原価計算の結果、全施設での維持管理コストと最大徴収使用料の乖離率は1.89となり、この乖離を解消するには、公費と受益者負担を1:1とした場合は40%の引上げとなり、また、前回改定時と同様に激変緩和措置として、公費と受益者負担を3:1と設定した場合でも、20%の引上げとなる。
- 今回の分析結果を踏まえ使用料等を改定した場合、特例的措置の終了が加わることで、短期間のうちに2段階の負担増となり、施設利用者にも多大な影響が生じることになる。
- また、施設の維持管理コストは増加しており、増加したコストを公費で賄うことになれば、施設を利用しない区民に更なる負担を課すことになるため、受益者負担の原則から、施設利用者による適正な負担は必要であるものの、総合的に勘案して今回の改定は見送る。
- なお、地域の歴史・文化に触れる学習機会や、健康増進・体力づくりの参加機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、現在、個人利用の料金区分の対象を「中学生以下」で設けている施設については、「高校生相当年齢以下」まで拡大する（6年4月より運用開始）。

【特例的措置について】

- 特例的措置については、コロナ禍における区独自の施設利用者への支援策として実施し、これまで数度にわたり延長してきたが、5年5月には新型コロナウイルス感染症法上の5類に移行し、ワクチン接種についても、特例臨時接種から定期接種へと変更されるなど、社会環境は大きく変化している。
- しかしながら、物価高といった状況下もあり、各種団体等の活動はコロナ禍以前までに回復したとは言い難く、引き続き、施設利用者への支援策が必要となっている。
- そこで、区ではアフターコロナにおいて、各施設におけるサービスアップの取組みを進めるとともに、施設の利用促進を図ることによって各種団体等の活動の活性化を後押しするために、6年度の1年間に限り、特例的措置を延長する。
- 結果として、特例的措置は7年3月末まで延長となり、2年10月からの改定を反映した使用料等は、7年4月1日利用分から適用する。
- 減額の手法等については、2年10月より実施している特例的措置に準ずるものとする。
- 8回目の特例的措置による影響については、6年度当初予算において反映を行う。
- なお、8回目の特例的措置に係る影響額については、資料編 P16 のとおりである。

(単位：千円)

対応	期間	影響額
特例的措置	R2.10-R3.3	△ 70,164
特例的措置延長	R3.4-R3.9	△ 92,514
特例的措置再延長	R3.10-R4.3	△ 72,030
特例的措置(4回目)	R4.4-R4.9	△ 78,326
特例的措置(5回目)	R4.10-R5.3	△ 67,167
特例的措置(6回目)	R5.4-R5.9	△ 78,516
特例的措置(7回目)	R5.10-R6.3	△ 68,332
特例的措置(8回目)	R6.4-R7.3	△ 142,413
合計		△ 669,462

- 本取扱いについては、6年2月の6年度当初予算案とともに公表し、区報・区ホームページ等で周知を図り、合わせて6年第一回区議会定例会にて報告を行う。

(1) 使用料等の分析結果について

①原価計算

使用料等の見直しは、以下の施設を対象としており、施設ごとの決算分析を行った上で、全対象施設と3つのカテゴリーに分類した検証を行っている。

なお、今回は2年10月の改定後に実施している改定前料金に据置く対応(特例的措置)の影響を加味した分析も、併せて行っている。

【カテゴリー分類】

カテゴリー	対象施設名称
文化センター系 (12 施設)	江東区文化センター、江東公会堂、総合区民センター、森下文化センター、古石場文化センター、豊洲文化センター、亀戸文化センター、東大島文化センター、砂町文化センター、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館
スポーツ施設系 (12 施設)	スポーツ会館、深川スポーツセンター、亀戸スポーツセンター、有明スポーツセンター、東砂スポーツセンター、深川北スポーツセンター、夢の島競技場・スケートボードパーク、屋外体育施設(新砂運動場、野球場、庭球場、プール)、豊洲西小学校プール・トレーニングルーム
区民館系 (10 施設)	区民館、男女共同参画推進センター、産業会館、青少年交流プラザ、福祉会館、老人福祉センター、グランチャ東雲、教育センター、児童館、こどもプラザ

※ 上記以外の施設は、法令・条例や都・区統一基準等により使用料の算定方法の基準があるなど、別途の基準により算定している

(例) 法令・条例等 : 区営住宅、高齢者住宅など

都・区統一基準: 道路占用料、公園占用料など

<カテゴリー別の分析結果>

【全ての対象施設】

(単位: 千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A. 使用料対象経費	4,031,801	3,919,751	3,743,296	3,788,695	3,928,330
B. 最大徴収使用料 【R2改定料金反映】	1,878,602	1,874,402	1,900,326	2,063,565	2,073,927
C. 乖離率 (A/B) 【R2改定料金反映】	2.15	2.09	1.97	1.84	1.89
(参考) D. 最大徴収使用料 【料金据置き(特例的措置)】	—	—	1,743,011	1,750,872	1,771,197
(参考) E. 乖離率 (A/D) 【料金据置き(特例的措置)】	—	—	2.15	2.16	2.22

i) 文化センター系

(単位：千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A. 使用料対象経費	1,302,090	1,400,773	1,333,548	1,318,699	1,358,699
B. 最大徴収使用料 【R2改定料金反映】	711,882	731,963	775,142	824,402	788,258
C. 乖離率 (A/B) 【R2改定料金反映】	1.83	1.91	1.72	1.60	1.72
(参考) D. 最大徴収使用料 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	709,015	693,557	665,368
(参考) E. 乖離率 (A/D) 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	1.88	1.90	2.04

ii) スポーツ施設系

(単位：千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A. 使用料対象経費	2,117,854	2,057,957	1,942,772	2,008,722	2,084,596
B. 最大徴収使用料 【R2改定料金反映】	1,008,347	977,350	952,517	1,059,046	1,096,026
C. 乖離率 (A/B) 【R2改定料金反映】	2.10	2.10	2.04	1.90	1.90
(参考) D. 最大徴収使用料 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	874,219	902,072	942,693
(参考) E. 乖離率 (A/D) 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	2.22	2.23	2.21

iii) 区民館系 (区民館)

(単位：千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A. 使用料対象経費	85,570	85,815	81,420	80,731	85,500
B. 最大徴収使用料 【R2改定料金反映】	38,252	37,941	41,260	44,306	44,155
C. 乖離率 (A/B) 【R2改定料金反映】	2.23	2.26	1.97	1.82	1.94
(参考) D. 最大徴収使用料 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	38,352	38,470	38,339
(参考) E. 乖離率 (A/D) 【料金据置き (特例的措置)】	—	—	2.12	2.10	2.23

最大徴収使用料は、改定料金の反映や施設の改修完了・再稼働等と連動して増加した一方、使用料対象経費（維持管理コスト）は、新型コロナの影響等により一時的に減少したものの、物価高騰の影響等から光熱水費や委託料（清掃・保守等）の上昇などによって、増加の兆しがある。

なお、改定料金を反映させた場合の乖離は、改定前との比較において縮小傾向にあるが、特例的措置を実施している現状では、乖離は概ね拡大している。

②消費者物価指数

東京都区部における消費者物価指数の推移は、下表のとおりである。

【総合指数の推移】

	30年平均	元年平均	2年平均	3年平均	4年平均
令和2年を100とした場合	99.1	99.9	100.0	99.8	102.2

5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9
104.7	104.1	104.4	105.1	105.1	105.1	105.5	105.6	105.8

令和2年平均の消費者物価指数を100.0とすると、4年平均は102.2だった。ロシアのウクライナ侵攻等に伴う原油価格・原材料費の高騰を背景に4年以降上昇傾向が続いている。なお、5年は4月から一旦横ばいとなったものの、7月から再び上昇に転じており、5年9月時点では105.8となっている。

③月例経済報告など

内閣府が5年9月に公表した月例経済報告の基調判断では「景気は、緩やかに回復している。」とされている。また、4月までは「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とされていた表現が、5月以降は「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」と改められ、5月に新型コロナが感染症法上の5類に位置づけられたことなどを背景に、景気回復への期待が増しているといえる。

一方で、9月の基調判断には、依然として「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との表現が添えられているとともに、8月の基調判断より、新たに「中国経済の先行き懸念」という表現が追加されており、楽観視できる状況ではないことが読み取れる。

また、内閣府が毎月発表する景気動向指数（一致指数）は、2年を100とすると、5年8月は114.3となった。2年との比較ではプラスとなっているものの、5年7月に前月比で6か月振りにマイナスに転じ、8月もマイナス傾向が続いており、引き続き景気動向を注視する必要がある。

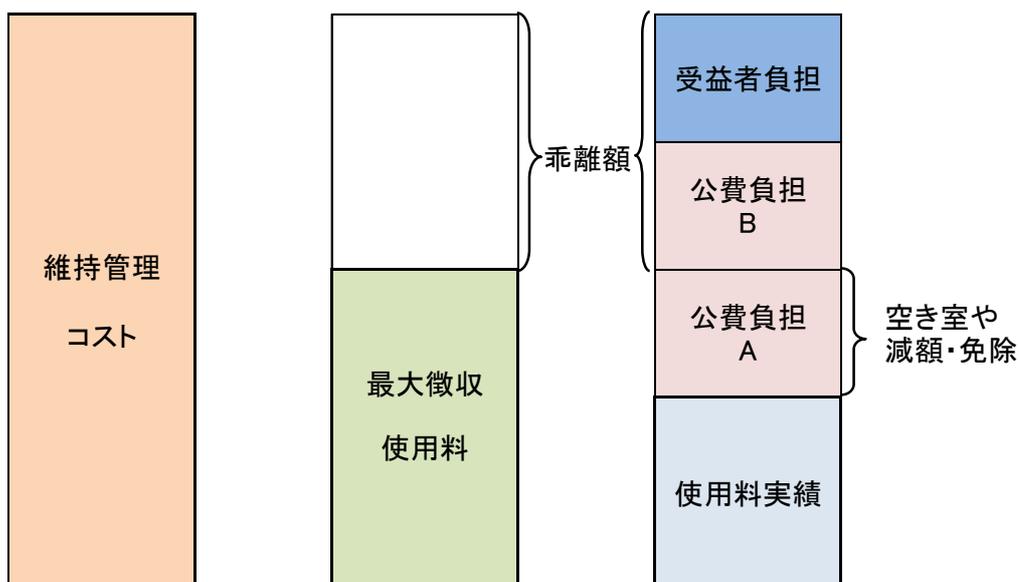
(2) 使用料等の改定について

(1) ①原価計算のとおり、2年度の改定以降においても、施設の維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が依然として解消されていないことから、仮に前回改定時の考え方と同様に改定を実施した場合に、どの程度の引上げが必要となるのか試算した。

<改定の考え方（2年度改定ベース）>

(1) ①原価計算で示した4年度決算分析を基に、施設の最大徴収使用料と維持管理コストとの乖離を公費と受益者負担（使用料等）により解消させる。

なお、決算分析はカテゴリ別と全施設の合計で行っているが、全てのカテゴリで乖離が生じていることや、各カテゴリにおいて前回改定以降の乖離率の増減傾向は概ね同様であったことから、前回と同様に全施設の合計値を使用して検討（試算）した。



※ 使用料等の実績と最大徴収使用料の乖離（A）は、引き続き公費負担とする

①公費負担と受益者負担について

施設使用料の積算にあたっては、上記のとおり、乖離額を解消するための公費と受益者負担（使用料等）の割合を定める。

従来、本区では概ね1/2程度ずつの負担としており、施設利用者にとって一定の負担を求める一方で、区としては、コスト削減等による効率的な施設運営により、乖離の解消を行うこととしてきた。

【負担の考え方について】

公 費 負 担	コスト削減等の効率的な施設運営等
受 益 者 負 担	施設利用者に応分の負担（使用料の引上げ）

②負担割合の設定

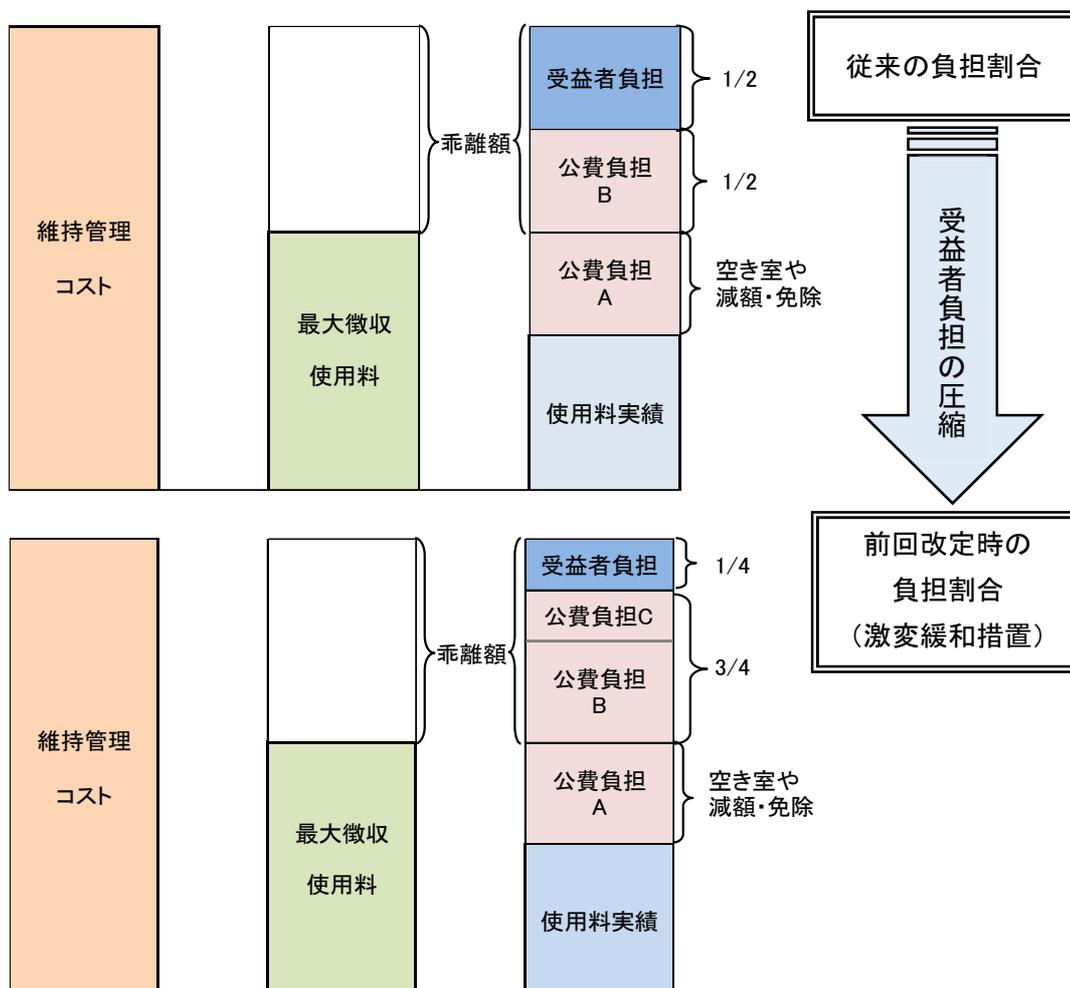
4年度の決算分析においては下表のとおり、乖離の解消には89%の引上げを要することとなった。

従来のとおり、公費と受益者負担の割合を1：1とした場合、受益者負担は40%となり、施設使用料は40%の引上げを要することとなる。

また、2年度改定時に適用した激変緩和措置と同様に、受益者負担の圧縮を図るため、受益者負担1/2のうち、更に1/2を公費負担（公費：受益者負担＝3：1）した場合においても、受益者負担は20%となり、前回改定と同様に施設使用料は20%の引上げを要することとなる。

乖離解消に必要な引上率	公費と受益者負担の割合	公費負担	受益者負担
89%	1：1の場合 (従来)	44.5%→ <u>49%</u>	44.5%→ <u>40%</u>
	3：1の場合 (激変緩和)	66.7%→ <u>69%</u>	22.3%→ <u>20%</u>

※ 受益者負担は1の位以下を切捨て、その分を公費負担に上乗せしている。



(3) 「こども」を対象とする個人利用の料金区分について

地域の歴史・文化に触れる学習機会や、健康増進・体力づくりの参加機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、以下のとおり個人利用の料金区分の見直しを実施する。

- 現在、個人利用の料金区分の対象を「中学生以下」で設けている施設については、区分の対象を「高校生相当年齢以下」まで拡大する
- 「高校生相当年齢」については、社会通念上の「高校生世代」とし、高等学校等への就学の有無に関わらず、18歳を迎えた年度末までの者とする
- 本件については、6年4月より運用を開始する

(4) 検討状況の公表について

今年度の検討結果については、この報告書により、議会への報告を行うとともに、区民に対しても公表することとする。

5. 今後の課題

今回は、使用料等の改定を見送ることとしたが、今後も人件費や物価等の上昇など、維持管理コストの増加が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、区では維持管理コストの節減努力や新たな歳入の確保等を図るとともに、次回の改定に向け、以下の点について検討する。

(1) 受益者負担割合の検討

本区では、使用料等の改定にあたっては、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離のうち50%を公費負担としており、2年度の改定では激変緩和措置として更に25%を公費負担に追加し、受益者負担を圧縮した。

しかしながら、受益者負担の原則から、本来は受益者が全額負担すべきという考え方もあるほか、他区では様々な料金設定の考え方がある。

そこで、受益者負担割合のあり方については、次回の改定時においても、引き続き検討する必要がある。

(2) 施設別分析の検討

本区では、文化センター系など3つのカテゴリーごとに改定率を分析しているが、他区では、施設別に改定率を定めている事例がある。

本区においても、原価計算における乖離率が大きい施設については個別改定を行うなど、施設別分析の更なる活用について、引き続き検討する必要がある。

6. 資 料 編

令和4年度決算【施設別分析結果】 R2改定料金反映

(単位:千円, %)

施設名	管理運営費 決算額A	使用料対象 経費率B/A	使用料対象 経費 B	対象 面積率 C	使用料対象 維持費D=B*C	施設維持に かかる人件費E	当期減価償却費 (年/円)G	減価償却費を含めた 維持費H=D+E+G	最大徴収 使用料 I	乖離 K=H/I	4年度使用料 決算額L(個人含む)
江東区文化センター	518,645	0.446	231,281	0.367	84,880	19,438	15,856	120,174	79,718	1.51	39,196
江東公会堂	451,649	0.719	324,872	0.626	203,370	13,512	19,981	236,862	255,556	0.93	84,602
総合区民センター	176,701	0.657	116,005	0.341	39,558	26,918	8,174	74,650	56,338	1.33	11,039
東大島文化センター	128,867	0.390	50,277	0.577	29,010	18,766	57,433	105,209	50,597	2.08	21,823
豊洲文化センター	118,843	0.307	36,459	0.784	64,141	44,806	27,029	135,975	58,209	2.34	37,578
砂町文化センター	156,832	0.506	79,367	0.489	38,810	16,563	21,685	77,058	45,543	1.69	15,916
森下文化センター	179,802	0.585	105,095	0.834	87,650	10,105	128,558	226,312	73,643	3.07	32,428
古石場文化センター	221,219	0.387	85,596	0.615	52,642	23,097	13,312	89,050	41,371	2.15	14,949
深川江戸資料館	132,010	0.524	69,158	0.661	45,713	19,212	24,670	89,595	32,733	2.74	29,658
男女共同参画推進センター	94,157	0.983	92,542	0.397	36,739	9,917	33,594	80,249	23,689	3.39	5,857
亀戸文化センター(商工C含)	192,710	0.714	137,521	0.375	51,570	18,766	62,723	133,059	84,064	1.58	35,791
産業会館	28,648	0.314	8,996	0.372	3,347	14,503	3,519	21,369	9,849	2.17	3,414
区民館	102,133	0.187	19,058	1.000	19,058	28,727	37,715	85,500	44,155	1.94	10,317
児童館	68,066	0.255	17,356	0.268	4,651	18,796	9,312	32,760	6,018	5.44	255
こどもプラザ	49,799	0.103	5,116	0.185	946	1,848	7,392	10,187	3,060	3.33	728
福祉会館	192,654	0.099	19,138	0.522	9,990	15,488	15,422	40,900	9,224	4.43	127
深川老人福祉センター(分館含む)	62,529	0.317	19,814	0.737	14,603	6,806	35,687	57,096	18,717	3.05	360
城東老人福祉センター	54,079	0.270	14,613	0.787	11,500	4,737	4,190	20,428	8,016	2.55	215
亀戸老人福祉センター	47,941	0.228	10,925	0.703	7,680	4,714	0	12,394	8,105	1.53	0
教育センター	76,022	0.477	36,251	0.111	4,024	12,396	4,724	21,143	11,809	1.79	1,215
中川船番所資料館	68,088	0.431	29,320	0.604	17,709	7,480	12,843	38,032	2,885	13.18	1,234
青少年交流プラザ	91,474	0.488	44,599	0.346	15,431	6,494	17,840	39,766	24,035	1.65	1,207
芭蕉記念館	62,514	0.274	17,137	0.752	12,887	14,850	4,986	32,723	7,601	4.31	3,532
スポーツ会館	294,461	0.796	234,367	0.854	200,149	29,579	4,464	234,193	159,384	1.47	47,611
深川スポーツセンター	152,225	0.775	117,959	0.632	74,550	19,424	109,637	203,611	101,640	2.00	37,493
亀戸スポーツセンター	177,953	0.822	146,334	0.802	117,360	23,677	41,498	182,536	96,651	1.89	19,990
有明スポーツセンター	409,076	0.707	289,146	0.748	216,282	36,340	268,278	520,900	139,128	3.74	49,449
東砂スポーツセンター	229,239	0.818	187,439	0.821	153,887	29,299	59,501	242,687	116,027	2.09	23,783
深川北スポーツセンター	260,473	0.826	215,164	0.807	173,637	34,334	70,653	278,624	146,379	1.90	47,168
運動場(野球 庭球等)	189,788	0.927	175,850	0.979	171,293	64,517	0	235,810	252,823	0.93	94,702
夢の島競技場・スケートボードパーク	79,291	0.915	72,536	0.970	70,360	11,583	39,451	121,394	69,679	1.74	27,813
豊洲小学校ブルートレニングルーム	125,820	0.838	105,416	0.386	40,691	10,723	13,427	64,841	14,315	4.53	14,315
グランチャヤ東雲	376,444	0.096	36,283	0.393	14,259	26,199	22,784	63,242	22,967	2.75	9,252
計	5,570,152	0.566	3,150,988	0.663	2,088,377	643,614	1,196,338	3,928,330	2,073,927	1.89	723,019
* 対象面積率Cは、区民館→区民館のみ、児童館→児童館、福祉会館→各館のみ、その他→施設全体の面積を分母として積算											
文化センター系	2,407,881		1,282,086		727,939	233,511	397,249	1,358,699	788,258	1.72	327,748
スポーツ施設系	1,918,325		1,544,212		1,218,209	259,477	606,909	2,084,596	1,096,026	1.90	362,324
区民館系(その他)	1,243,946		324,691		142,229	150,626	192,179	485,034	189,644	2.56	32,947
合計	5,570,152		3,150,988		2,088,377	643,614	1,196,338	3,928,330	2,073,927	1.89	723,019

令和4年度決算【施設別分析結果】 ※料金据え置き(特例的措置)

(単位:千円, %)

施設名	管理運営費 決算額A	使用料対象 経費率B/A	使用料対象 経費 B	対象 面積率 C	使用料対象 維持費D*B*C	施設維持に かかる人件費E	当期減価償却費 (年/円)G	減価償却費を含めた 維持費H=D+E+G	最大徴収 使用料 I	乖離 K=H/I	4年度使用料 決算額L(個人含む)
江東区文化センター	518,645	0.446	231,281	0.367	84,880	19,438	15,856	120,174	67,357	1.78	39,196
江東公会堂	451,649	0.719	324,872	0.626	203,370	13,512	19,981	236,862	213,377	1.11	84,602
総合区民センター	176,701	0.657	116,005	0.341	39,558	26,918	8,174	74,650	46,475	1.61	11,039
東大島文化センター	128,867	0.390	50,277	0.577	29,010	18,766	57,433	105,209	44,762	2.35	21,823
豊洲文化センター	118,843	0.307	36,459	0.784	64,141	44,806	27,029	135,975	48,788	2.79	37,578
砂町文化センター	156,832	0.506	79,367	0.489	38,810	16,563	21,685	77,058	38,459	2.00	15,916
森下文化センター	179,802	0.585	105,095	0.834	87,650	10,105	128,558	226,312	61,602	3.67	32,428
古石場文化センター	221,219	0.387	85,596	0.615	52,642	23,097	13,312	89,050	34,417	2.59	14,949
深川江戸資料館	132,010	0.524	69,158	0.661	45,713	19,212	24,670	89,595	30,008	2.99	29,658
男女共同参画推進センター	94,157	0.983	92,542	0.397	36,739	9,917	33,594	80,249	20,688	3.88	5,857
亀戸文化センター(商工C含)	192,710	0.714	137,521	0.375	51,570	18,766	62,723	133,059	71,702	1.86	35,791
産業会館	28,648	0.314	8,996	0.372	3,347	14,503	3,519	21,369	8,291	2.58	3,414
区民館	102,133	0.187	19,058	1.000	19,058	28,727	37,715	85,500	38,339	2.23	10,317
児童館	68,066	0.255	17,356	0.268	4,651	18,796	9,312	32,760	5,044	6.49	255
こどもプラザ	49,799	0.103	5,116	0.185	946	1,848	7,392	10,187	3,060	3.33	728
福祉会館	192,654	0.099	19,138	0.522	9,990	15,488	15,422	40,900	7,759	5.27	127
深川老人福祉センター(分館含む)	62,529	0.317	19,814	0.737	14,603	6,806	35,687	57,096	15,698	3.64	360
城東老人福祉センター	54,079	0.270	14,613	0.787	11,500	4,737	4,190	20,428	6,727	3.04	215
亀戸老人福祉センター	47,941	0.228	10,925	0.703	7,680	4,714	0	12,394	6,812	1.82	0
教育センター	76,022	0.477	36,251	0.111	4,024	12,396	4,724	21,143	9,941	2.13	1,215
中川船番所資料館	68,088	0.431	29,320	0.604	17,709	7,480	12,843	38,032	1,910	19.91	1,234
青少年交流プラザ	91,474	0.488	44,599	0.346	15,431	6,494	17,840	39,766	20,022	1.99	1,207
芭蕉記念館	62,514	0.274	17,137	0.752	12,887	14,850	4,986	32,723	6,512	5.02	3,532
スポーツ会館	294,461	0.796	234,367	0.854	200,149	29,579	4,464	234,193	137,008	1.71	47,611
深川スポーツセンター	152,225	0.775	117,959	0.632	74,550	19,424	109,637	203,611	87,536	2.33	37,493
亀戸スポーツセンター	177,953	0.822	146,334	0.802	117,360	23,677	41,498	182,536	82,992	2.20	19,990
有明スポーツセンター	409,076	0.707	289,146	0.748	216,282	36,340	268,278	520,900	120,532	4.32	49,449
東砂スポーツセンター	229,239	0.818	187,439	0.821	153,887	29,299	59,501	242,687	99,797	2.43	23,783
深川北スポーツセンター	260,473	0.826	215,164	0.807	173,637	34,334	70,653	278,624	127,936	2.18	47,168
運動場(野球 庭球等)	189,788	0.927	175,850	0.979	171,293	64,517	0	235,810	209,260	1.13	94,702
夢の島競技場・スケートボードパーク	79,291	0.915	72,536	0.970	70,360	11,583	39,451	121,394	63,317	1.92	27,813
豊洲西小学校プール・トレーニングルーム	125,820	0.838	105,416	0.386	40,691	10,723	13,427	64,841	14,315	4.53	14,315
グランチャヤ東雲	376,444	0.096	36,283	0.393	14,259	26,199	22,784	63,242	20,756	3.05	9,252
計	5,570,152	0.566	3,150,988	0.663	2,088,377	643,614	1,196,338	3,928,330	1,771,197	2.22	723,019
* 対象面積率Cは、区民館→区民館のみ、児童館、福祉会館→各館のみ、その他→施設全体の面積を分母として積算											
文化センター系	2,407,881		1,282,086		727,939	233,511	397,249	1,358,699	665,368	2.04	327,748
スポーツ施設系	1,918,325		1,544,212		1,218,209	259,477	606,909	2,084,596	942,693	2.21	362,324
区民館系(その他)	1,243,946		324,691		142,229	150,626	192,179	485,034	163,137	2.97	32,947
合計	5,570,152		3,150,988		2,088,377	643,614	1,196,338	3,928,330	1,771,197	2.22	723,019

特例的措置(8回目)による影響額

(6年度当初予算及び5年度補正予算(第6号)反映分)

【歳入】

(単位：千円)

No.	款	項目	影響額
1	使用料及び手数料	男女共同参画推進センター使用料	△ 656
2	使用料及び手数料	区民館使用料	△ 2,045
3	使用料及び手数料	青少年交流プラザ使用料	△ 337
4	使用料及び手数料	老人福祉センター使用料	△ 116
5	使用料及び手数料	福祉会館使用料	△ 6
6	使用料及び手数料	児童館使用料	△ 75
7	使用料及び手数料	豊洲西小学校地域開放施設使用料	△ 1,898
8	使用料及び手数料	教育センター使用料	△ 216
合 計			△ 5,349

【歳出】

(単位：千円)

No.	款	中事業名	影響額
1	総務費	男女共同参画推進センター管理運営事業	284
2	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋内施設部分）	35,695
3	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋外施設部分）	21,396
4	総務費	地域文化施設管理運営事業	54,120
5	総務費	江東公会堂管理運営事業	19,042
6	民生費	福祉会館管理運営事業（公設民営）	100
7	民生費	児童・高齢者総合施設管理運営事業	1,882
8	民生費	児童館管理運営事業（公設民営）	37
9	産業経済費	歴史文化施設管理運営事業	3,651
10	産業経済費	産業会館管理運営事業	857
合 計			137,064

財政影響額

△ 142,413

R6当初予算：△141,350

R5補正6号：△1,063

江東区使用料検討委員会の設置及び運営に関する要領

昭和55年5月12日

庁議決定

(設置)

第1条 江東区における使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を含む。以下同じ。）の適正化を図るため、江東区使用料検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な調査研究を行い、適正な使用料案を作成し区長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、政策経営部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査研究し、計画案を委員会に提出する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、政策経営部財政課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見

を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、健康部長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長

別表第2 (第5条関係)

企画課長、総務課長、経理課長、男女共同参画推進センター所長、経済課長、文化観光課長、スポーツ振興課長、青少年課長、区民課長、豊洲特別出張所長、長寿応援課長、障害者施策課長、健康推進課長、こども家庭支援課長、養育支援課長、温暖化対策課長、住宅課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長、地域交通課長、学務課長、教育センター所長

江東区使用料検討委員会・幹事会開催状況

【委員会】

	日程	検討内容
1	令和5年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等改定の検討について ・令和5年度における検討について ・今後の検討スケジュールについて
2	令和5年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の7回目の特例的措置について（報告書案）
3	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会の検討結果について ・使用料等の見直しについて（報告書案）
4	令和6年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の修正について

【幹事会】

	日程	検討内容
1	令和5年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等改定の検討について ・令和5年度における検討について ・今後の検討スケジュールについて
2	令和5年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の特例的措置について ・令和4年度決算の分析結果について（速報） ・使用料改定等にかかる区民意見の募集について ・他区状況調査について ・近隣区（5ブロック等）類似施設の実態調査について ・区民の利便性向上に関する検討課題について ・今後の検討スケジュールについて
3	令和5年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の7回目の特例的措置について（報告書案）
4	令和5年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度決算の分析結果について（確定） ・他区状況の調査結果について ・近隣区（5ブロック等）類似施設の実態調査結果について ・公共施設を取り巻く環境（経済情勢等）について ・施設利用者の利便性向上策に関する検討課題について ・使用料等見直しの検討結果について
5	令和5年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等見直しの素案について
6	令和5年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業部会の検討結果について ・使用料等の見直しについて（報告書案）
7	令和5年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の修正について
8	令和6年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の再修正について